

# ○新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業中の対応について

## 【現状】

- ・市内全小中学校・・・3月2日給食後～3月26日まで臨時休校中
- ・学童保育クラブ・・・臨時休校に伴い、午前8時～午後6時まで1日開所
- ・図書館、学びの森くすのき・・・3月5日～3月26日まで臨時休館中

## 1. 学校での対応 臨時休業中の学校図書館の児童生徒への開放等について

新型コロナウイルス感染症の感染予防のための臨時休業も10日目を迎えた、不要不急の外出を控えるようにしている児童生徒のストレスは容易に想像ができる。今後、児童生徒の心と体の健康を保つための取組が必要となる。

### 1 学校図書館の児童生徒への開放

#### ○開放の期間・時間

- ・週1～3日程度（3月26日まで）
- ・学年ごとに時間を限定して実施・・・学校の実情に応じて

#### ○貸し出し方法

- ・児童のみ来校
- ・保護者同伴で来校
- ・保護者のみで来校

- 文部科学省の通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ&Aの送付について」

#### ○登下校の安全管理

- ・見守り隊や、学校運営協議会等への児童生徒の見守りの依頼

#### ●本を介しての感染拡大のリスク

- ・どうしても本を触ることは避けられない中、感染のリスクが考えられる。

### 2 適度な外出の許可

#### ○外出先

- ・近くの公園や広場、校庭等
- ・人が集まる換気の不十分な場所(カラオケ・ゲームセンター等)は避ける。

#### ○外出時間

- ・学校が時間（通常の間タイムや昼休みなど）を定める

#### ●児童生徒のメンタルヘルス

- ・家庭での家族の会話、SC、SSW等のカウンセリング等

### 3 今後の方針

- 児童生徒、保護者の健康を第一に考えていく。
- 国や県、他市の状況を踏まえながら、休業の終了時期等を判断していく。
- 今後の市教委主催や学校主催行事（離任式・終業式・入学式等）について検討していく

## 2. 学童保育への給食提供

### (1) 目的

保護者の負担軽減のため、学童保育クラブ参加児童に給食を提供する。

### (2) 対象者

- ・ 学童保育クラブ利用児童のうち希望者
- ・ 特別な事情があると学校長が認める児童生徒

### (3) 実施日

3月16日(月)、17日(火)、18日(水)の3日間。

利用状況をみて、23日(月)、24日(火)、25日(水)の3日間の実施を検討。

### (4) 実施場所

学童保育クラブを開所している各小学校の教室、9ふれあいセンター、  
1学童専用施設、保育園・幼稚園等で実施する学童保育クラブ

### (5) 料金

3日分 750円(1食あたりは学校給食と同額 250円)

### (6) 協力体制

給食の運搬、配膳などを地域に協力依頼。

### (7) 感染症予防対策

配膳者等・・・手洗い、マスクの着用等により感染症の予防対策を徹底  
児童・・・手洗いの徹底、空間の確保

### 3. その他の対応

#### 移動図書館車による図書の特別貸し出しの実施

(1) 目的

図書館臨時休館及び学校休校中における学童保育の運営支援  
と子どもの読書活動の支援

(2) 対象

要望のあった学童保育クラブ設置場所（学校については学校図書室）

(3) 実施期間 3月13日（金）～3月26日（木）（土、日は除く）

(4) 貸出期間 図書の貸し出し日から4月7日（火）まで

(5) 貸出冊数 子ども1人につき2冊以内

(6) 感染症予防対策

- ・施設管理者の人数、時間制限等による子どもの密集回避・手洗いの徹底
- ・図書館職員による選書終了後の貸し出し一括処理

## 宇部市学校運営協議会規則第 号

宇部市学校運営協議会規則（平成二十年教育委員会規則第八号）の一部を次のように改める。

令和二年 月 日

宇部市教育長 野 口 政 吾

第一条中「第四十七条の六」を「第四十七条の五」に改める。

### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

**宇部市教育委員会規程第 号**

宇部市教育委員会職員職名規程（平成三年教育委員会規程第二号）を次のように改める。

令和二年 月 日

宇部市教育長 野 口 政 吾

別表第二中「ふれあいセンター館長」を削る。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

## 宇部市教育委員会規則第 号

宇部市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則を次のように定める。

令和二年 月 日

宇部市教育委員会教育長 野 口 政 吾

宇部市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、宇部市立小中学校に勤務する地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員(宇部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年規則第十二号)の適用を受ける職員を除く。以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休暇等について、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号)及び会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和元年山口県人事委員会規則第七号。以下「人委規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (勤務時間の割振り等)

第二条 会計年度任用職員の週休日(法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。))及び校務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要がある法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員の週休日に限る。)、勤務時間及び休憩時間は、山口県教育委員会が定める基準に従つて、あらかじめ校長が定めるものとする。

2 校長は、校務の運営のため必要があると認めるときは、四週を超えない範囲内で定める期間について一週間当たりの勤務時間が三十八時間四十五分(パートタイム会計年度任用職員にあつては、人委規則第二条第一項の規定により定められた勤務時間。以下この項において同じ。)を超えない範囲内で、特定の週において三十八時間四十五分又は特定の日に於いて七時間四十五分を超える勤務時間を定めることができる。

3 校長は、会計年度任用職員に週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、週休日の振替えを行うことができる。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令)

第三条 人委規則第八条の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令は、校長が行うものとする。

(休日における勤務の命令)

第四条 人委規則第九条の規定による休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。

(代休日の指定)

第五条 人委規則第十条第一項の規定による代休日の指定は、校長が行うものとする。

(代休日における勤務の命令)

第六条 人委規則第十条第二項の規定による代休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。

(年次有給休暇)

第七条 校長は、会計年度任用職員から人委規則第十一条第二項の規定による年次有給休暇の請求があつた場合において、その時期に年次有給休暇を与えることが校務の運営に支障があると認めるときは、他の時期に与えることができる。

(年次有給休暇以外の休暇の承認)

第八条 人委規則第十二条第四項の規定による承認は、校長が行うものとする。

## 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。